

厚岸町条例第8号

厚岸町介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月17日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町介護保険条例の一部を改正する条例

厚岸町介護保険条例（平成12年厚岸町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、同項第1号中「27,600円」を「33,480円」に改め、同項第2号中「38,088円」を「46,202円」に改め、同項第3号中「41,400円」を「50,220円」に改め、同項第4号中「49,680円」を「60,264円」に改め、同項第5号中「55,200円」を「66,960円」に改め、同項第6号中「66,240円」を「80,352円」に改め、同号アを次のように改める。

ア 合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている場合には、当該給与所得及び当該公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、令第22条の2第1項に規定する租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から同条第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において同じ。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

第2条第1項第7号中「71,760円」を「87,048円」に改め、同号ア中「200万円」を「210万円」に改め、同項第8号中「80,040円」を「97,092円」に改め、同号ア中「200万円」を「210万円」に改め、同項第9号中「82,800円」を「100,440円」に改め、同号ア中「300万円」を「320万円」に改め、同項第10号中「91,080円」を「110,484円」に改め、同号ア中「300万円」を「320万円」に改め、同項第11号中「96,600円」を「117,180円」に改め、同条第2項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「16,560円」を「20,088円」に改め、同条第3項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「16,560円」を「20,088円」に、「27,600円」を「33,480円」に改め、同条第4項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「16,560円」を「20,088円」に、「38,640円」を「46,872円」に改める。

附則第8条中「租税特別措置法」の次に「（昭和32年法律第26号）」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第2条の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。